

## エコハウス設備設置補助金申請に当たっての注意事項

※必ずお読みください。

- ・建築基準法や関係法令を遵守し、改修してください。
- ・補助金の申請は、申請者が自ら居住するために用いる住宅に対して、エコハウス設備の種類ごとに1回限り可能です。
- ・申請内容をご確認のうえ、誤りのないようにしてください。  
※申請内容に虚偽の事実があったとき又は交付の要件に反する事実があったときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- ・提出する書類に押印いただく印鑑は、全て同じ印鑑を使用してください。
- ・設備は未使用のものに限ります。
- ・申請者が設備を設置する住宅の所有者でない場合は、設備設置について、当該住宅所有者の同意が必要です。
- ・設備設置は、必ず交付決定後に開始してください。(交付決定日は、交付決定通知書に記載しています。)  
※いかなる事情があっても、交付決定前に設備設置が開始されている場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。
- ・交付決定日以降の日付が記載された施工前後の写真(設備及び施工場所が同一であることがわかるもの)を撮影してください。
- ・設備設置の計画を変更、中止する場合は、すみやかに計画変更、中止の承認申請をしてください。  
※手続きなく計画を変更したときは、補助金の交付ができない場合があります。また、設置業者の変更、補助金の増額変更はできませんのでご注意ください。
- ・設備設置後は、速やかに設置報告をしてください。
- ・申請者は、設備を設置する住宅に長期間居住してください。

### 窓の断熱改修に関する国や東京都の取組

#### ■既存住宅における高断熱窓導入促進事業

○東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

電話:03-5990-5066/受付:平日の午前9時~午後5時

#### ■高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)

○一般社団法人 環境共創イニシアチブ

電話:03-5565-4860/受付:平日の午前9時~午後5時

### 消費生活に関する相談

#### ■府中市消費生活センター

住所:府中市宮町1-100 ル・シーニュ 6階 府中市市民活動センター・プラッツ内

電話:042-360-3316/受付:平日の午前10時~正午・午後1時~4時

## エコハウス設備設置補助金②(既設窓の断熱改修)

~環境に配慮した住宅設備の設置に助成します~

府中市では、地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーの有効活用を促進するため、個人住宅の環境に配慮した設備設置に要する費用の一部を助成します。

1 対象 府中市内に自ら居住している住宅に設備を設置する方  
既存住宅に設置する場合のみ補助対象となります

2 対象設備及び補助率

対象設備	補助率
既設窓の断熱改修 ※既存住宅のみ補助対象	設置に要する費用の1/5で上限10万円

※設置に要する費用とは、材料費および取付に必要な工事費です。

※他に補助金の交付を受けている場合は、上記の金額と異なる場合があります。

※補助金額が対象設備の設置に係る費用の金額を超える場合は、対象設備の設置に係る費用の金額を補助金額の上限とします。

※補助金額は、千円未満切捨てとなります。

3 補助条件

・1居室(居室内のすべての窓)以上の改修を行うこと

※1居室の全ての窓改修と同時に他の居室のすべての窓の改修又は、非居室(浴室、トイレ、廊下、キッチン等)のすべての窓の改修を行う場合も補助対象とします。

・「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)」において、執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が登録している製品を使用すること

・既設の窓に対して、内窓の設置、外窓の交換及びガラス交換のいずれかの方法で改修すること

4 申請方法

・平成31年4月1日から、環境政策課窓口(府中駅北第2庁舎7階)で申請を受け付けます。(郵送による申請は、受け付けません。)

・受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

・申請は先着順に受け付け、予算の範囲を超えた日を以って終了します。(その際、予算の範囲内で抽選となる場合があります)

問合せ : 府中市生活環境部環境政策課環境改善係  
〒183-0056 府中市寿町1-5番地 府中駅北第2庁舎7階  
電話:042-335-4472/FAX:042-361-0078  
電子メール: [kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp)

## 手続きの流れ (網掛けの部分は市の事務です。)

### 1 交付申請

申請に必要な書類は次のとおりです。

- 補助金交付申請書 (第1号様式)
  - 工事請負契約書の写し
  - 対象設備に係る見積書とその内訳書の写し (内訳・明細がわかるもの)  
(対象設備に係る材料費、工事費等が記載されているもの)
  - 設備のカタログ等、設置する設備の性能がわかるもの
  - 申請者の平成30年度の市税の納税証明書  
(市税非課税の方は非課税証明書。平成30年1月2日以降に市内に転入した方のみ必要。平成30年1月1日時点で住民票のあった自治体で、取得してください。  
課税証明書ではありません。)
  - 窓の設置場所がわかる資料 (平面図等)  
(図面には窓番号を記載してください。)
  - 既設窓の断熱改修製品確認書 (第10号様式)  
(図面の窓番号と整合するように記載してください。記載事項を満たしていれば国や都へ申請した書式の写しでも構いません)
  - 同意確認書 (第11号様式)  
(所有者と申請者が異なる場合、集合住宅の改修を行う場合に必要)
  - 委任状 (施工業者等代理の方が申請をする場合のみ必要)
  - その他、補助金交付の審査等に関し必要な資料
- ※申請書類に不備がある場合には、修正が完了した日が受付日となります。

### 2 交付決定

申請後、2週間程度で補助金交付決定通知書を送付します。  
(交付決定通知書送付の際に、「4 設置報告」に必要な書類を同封します。)

### 3 設備設置

「2 交付決定」で送付する交付決定通知書に記載の交付決定日以降に設備の設置を開始してください。(職員が確認にお伺いする場合があります。)  
また、申請時の内容に変更がある場合は、着工前にご相談ください。

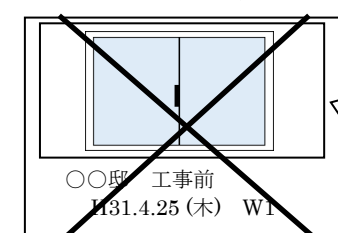
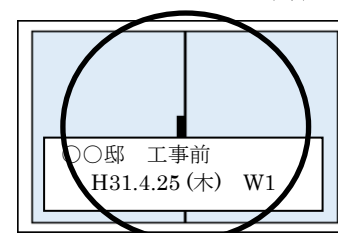
(右ページへ)

### 4 設置報告

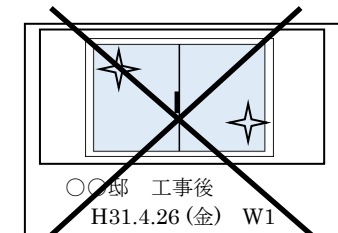
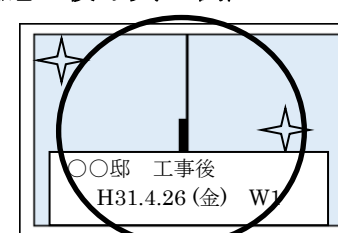
設備設置完了後1か月以内に、次の書類を提出してください。(郵送可) 下線の引いてある書類は、「2 交付決定」で送付する交付決定通知書に同封します。

- 設備設置完了報告書 (第5号様式)
- 補助対象設備領収金額証明書 (第6号様式)  
(販売会社に記入いただってください。)
- 交付決定日以降の日付が記載された施工前後の写真 (日付を記載したホワイトボード等を写真内に添えて撮影してください。)  
改修するすべての窓の写真を撮影してください。また、施工前、施工後ともに窓の全景がわかるように写してしてください。  
※施工前写真は、交付決定日時点で対象設備未設置であることを確認するためのものであるため、交付決定日より前に撮影したものは無効です。  
※国や都の補助制度への提出写真と同じでも構いませんが、その際、必ず撮影日がボード内に写っているものを提出してください。  
※手書きでの日付記入や写真枠外の日付記載は不可です。

〈施工前写真の例：平成31年4月19日付で交付決定された場合〉



〈施工後写真の例〉



- ・写真の中に日付、窓番号 (申請時につけた番号) を入れる (ホワイトボード等に記載)
- ・撮影日は交付決定日以降
- ・窓の全景を撮影 (カーテンや和障子を取り外しはっきり写すこと)

### 5 交付額通知

設備設置完了報告書受領後、内容を確認し、修正がない場合は、1週間程度で補助金交付額通知書を送付します。

### 6 請求

交付額通知書受領後、すみやかに請求書を提出してください。(ゆうちょ銀行口座の振込みについては、他銀行との相互取扱いができるよう手続きがされている場合のみ可能です。)

### 7 補助金交付

請求書受領後、補助金を指定口座に振り込みます。